

論 説

企業経営の価値観を示す仕組みに係る一考察 —TCFD, TNFD, 環境報告書, 環境影響評価書, 事業説明会

富山大学学術研究部社会科学系教授 神山 智美

I はじめに

ソフトローとして生成されてきた規範のいくつかは、法令の中に明確に取り込まれ、法的安定性をもってその取組みを担保している。企業経営のあり方に関連するソフトローやイニシアティブは複数あり、その代表的なものとして、CSR (Corporate Social Responsibility)、ESG (Environment, Social and Governance)、PRI (Principles for Responsible Investment)、SBT (Science Based Targets)、SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) 等がある。

これらのソフトローに共通する特徴として、SDGs において取り組まれている「持続可能性 (Sustainability: 企業に限らず地球や資源利用、組織などの持続可能性を示す。)」というキーワードがある。企業経営の究極目標の一つが、「企業の持続可能性」である点からも、この「持続可能性」というキーワードとは親和性が高い。そのため、多くの経営系ソフトローは、この「持続可能」な企業であるためには、どうあるべきかを窺わせる。

あわせて、近年の地球環境問題の重要性を背景に、日本において SDGs では「環境問題」や「女性活用」という文脈が注目されがちである。

ここで SDGs (2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットで採択された、2016 (平成 28) 年から 2030 (令和 12) 年までを期限とする 17 のゴールおよび 169 のターゲットについて検討すると、その特徴は次の 5 つである (注 1)。①普遍性: 先進国を含め、全ての国が行動する、②包摂性: 人間の安全保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」、③参画型: 全てのステークホルダー (政府、企業、NGO、有識者等) が役割を担う、④統合性: 社会・経済・環境は不可分であり、統合的に取り組む、⑤透明性: モニタリング指標を定め、定期的にフォローアップする、である。

①～⑤は、互いに統合的 (インテグレーション) で相互連携 (インターリンクエージ) しているといえる。なぜならば、例えば企業を想定した場合に、環境政策だけ突出している企業や、福祉や人権対策だけに力点が置かれている企業があるわけではなく、当該企業の総合的な成熟度であると理解できるからである。

なかでも、⑤透明性は、いわゆるサステナビリティ情報 (サステナビリティに関する考え

方および取組に関する情報（注 2）または非財務情報の開示（注 3）という形式で、当該企業の「あり様」「社会的意義」や「ガバナンス」を示すとされる。環境、社会問題と、経済、財務活動を連関させる「サステナブルファイナンス（持続可能な金融、あるいは ESG 投資）」という表現も現れている。そこで、これらの情報開示は、外部からも評価しやすく、一般市民だけでなく投資家の注目も集めており、重要なものといえる。

そこで本稿では、SDGs が示す企業の情報開示について把握し(II)、環境配慮(Environment、日本国内ではいわゆるエコ (Ecology Movement や Political Ecology)) に係る「透明性のある経営」の達成のための情報開示の仕組み (III) として、TCFD、TNFD、環境報告書、環境影響評価書、事業説明会を概括的に捉え、今後の展望を示す (IV)。

II SDGs が示す企業の情報開示

1. PRI：法的拘束力のないイニシアティブ

SDGs においては「社会・経済・環境」が、統合性のメルクマールとして用いられている。この実現のためには、ESG 投資、すなわち「環境・社会・ガバナンス」を指標とする投資が求められてきている。こうした投資援助における規範として国連が提唱しているのが PRI (Principle for Responsible Investment：責任投資原則) (注 4) である。

PRI は、2006 年当時の国連事務総長であるコフィー・アナン氏 (Secretary-General Kofi Annan) が金融業界に対して提唱したイニシアティブである。PRI の目的は、機関投資家が、ESG 課題と投資の関係性を理解し、署名機関がこれらの課題を投資の意思決定や株主としての行動に組み込む際に支援を提供することである。投資家はその責任の範囲内で ESG 課題への取組を反映させるように促す世界共通のガイドライン的な性格を持っている。国連環境計画 (UNEP) および国連グローバル・コンパクトが推進しており、「国連にサポートされているが、国連の一部ではない」とウェブサイトにも明記されている (注 5)。

加えて、日本語版のパンフレット (注 6) には、ESG 課題を考慮する様々な投資アプローチに関連して、「サステナブル投資、エシカル投資、インパクト投資など」の他の投資関連の用語との関わりが以下のように記されている。これらの用語は往々にして正式な定義を持たず、区別なく使われがちであるが、PRI は、「道徳的または倫理的なゴールを第一の目的とするものが多い中、責任投資は財務上のリスクや機会と現実社会での成果をつなぐ架け橋の構築を目指す投資家のみならず、財務パフォーマンスだけに注目する投資家でも追求可能であり、追求すべきものだということ」である。つまり、より多くの投資家に署名機関として関わってもらうことで、実効性を確保しようとしている意図が汲み取れる。

2. PRI の 6 つの原則

PRI の原則は、以下の 6 つである (注 7)。①私たちは、投資分析と意思決定のプロセスに ESG の課題を組み込む、②私たちは活動的な (株式) 所有者になり、(株式の) 所有方針と (株式の) 所有慣習に ESG 問題を組み込む、③私たちは、投資対象の主体に対して

ESG の課題について適切な開示を求める、④私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるように働きかけを行う、⑤私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働する、⑥私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告する。

本稿で最も関連深いと考えられる課題③についての「考えられる実施例」として、以下の4点が紹介されている（注8）。(a)（グローバル・レポート・イニシアティブのツールなどを用いた）ESG 問題についての標準化された報告書を要求する、(b) 年次会計報告書内に ESG 課題について記載するように要求する、(c) 関連する規準、標準、行動規範あるいは（国連のグローバル・コンパクトのような）国際的なイニシアティブといったものの採用や遵守に関する情報開示を企業に要求する、(d) ESG 開示を促進する株主イニシアティブおよび決議案を支持する。

このように、PRI の原則は、企業に多くの情報開示を求めていることが確認できる。これは、投資家との連携・協働が基調となるうでは必須となっていることを物語っており、グローバル市場に存在する企業には、より大きな情報開示責任が課せられていることが確認できる。他方、企業全般には、国内外を問わず、こうした対応が「可能である企業」と「可能ではない企業」の格差が懸念されるところである。ここで、「可能ではない企業」にも参画してもらうことが ESG 課題解決には重要であることから、PRI の署名機関からの投資の魅力を知ってもらい ESG 投資市場への参加を勧奨することも継続的な課題となる。

3. サステナビリティ情報（非財務情報）と企業のありよう（姿勢）

企業の情報開示については、会社法（平成 17 年法律第 86 号）や金融取引関連法令によって義務付けられる財務情報や、決算書類、自主的に作成するアニュアルレポートが主であった。すなわち、過去の成果情報としての財務情報が主であった。

だが、投資家は、将来予測を可能とするために、中長期的な事業への影響を持つ ESG 関連情報も求めるようになった（注9）。さらに、2008（平成 20）年のリーマンショックを契機に、投資家の短期的な経済主義への批判が強まった。そこでは、人的要素の生産性を重視した財務要素中心の経済メカニズムに立脚するのではなく、自然資本の毀損により社会の基盤が危うくなっている事態になっていることも含めて、中長期的な視点での投資の必要性が説かれた（注10）。

ちなみに、企業の情報開示の国際的な発展を目指している組織に、IIRC（International Integrated Reporting Council：国際統合報告評議会）（注11）がある。この IIRC は、フレームワークとして、「統合報告（Integrated reporting）」なるものを開発・促進している。この統合報告とは、企業のこれまでの業績などの財務情報だけでなく、環境保全や地域貢献をどれだけ実施しているかという非財務情報もまとめた情報公開の枠組みである（注12）。

具体的には、6つの資本（財務資本、製造資本、知的資本、人的資本、社会関係資本および自然資本）のインプットで始まり、加工、組み立てなどの事業活動プロセスを経て、改め

で 6 つの資本としてのアウトカムを示す。そして、このアウトカムは、循環して他の主体のインプットとして利用されることを示すことで、企業が連関するサプライチェーン全体像を示すのである（注 13）。

このように重要視されてきている非財務情報であるが、その標準化の最初の試みが、GRI（Global Reporting Initiative）（注 14）スタンダードである。この GRI スタンダードと同様に、投資家のニーズを踏まえて、セクター別に項目を絞り込んだ ESG に係る非財務情報の開示基準を提示しているものに、SASB（Sustainability Accounting Standard Board：サステナビリティ会計基準審議会）（注 15）スタンダードがある。

過去の情報だけではなく、中長期的な視点での投資に向けての情報開示が求められていることがうかがえる。これは、当該企業のサプライチェーンのみならず、バリューチェーン（商品やサービスが顧客に提供されるまでの一連の活動）の把握も可能といえる内容である。すなわち、企業と社会をつなぐという観点からの「企業のありよう（姿勢）」を表しているといえる。

III 環境配慮に係る企業の情報開示の仕組み

1. TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）

（1）TCFD 開示とは

2015（平成 27）年、G20 からの要請を受け、金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）により、民間主導の「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）（注 16）が設置された。

2017（平成 29）年 6 月、TCFD は提言をまとめた最終報告書（TCFD 提言）を公表した。また、TCFD 提言に対する実際の開示状況をまとめたステータスレポートを、2018（平成 30）年より毎年公表している。

経済産業省のウェブサイト（注 17）によれば、TCFD 提言に沿った情報開示は、一般に「TCFD 開示」と呼ばれており、以下の 4 項目を開示推奨項目としている。

表 1：TCFD 開示における開示推奨項目（注 18）

ガバナンス	気候関連リスク・機会についての組織のガバナンス
戦略	気候関連リスク、機会がもたらす事業・戦略、財務計画への実際の/潜在的影響（2 度シナリオ等に照らした分析を含む）
リスク管理	気候関連リスクの識別・評価・管理方法
指標と目標	気候関連リスク・機会を評価・管理する際の指標とその目標

気候変動と財務情報の関連は、ISSB（International Sustainability Standards Board：国際サステナビリティ基準審議会）によって検討が進められている。この ISSB は、2021（令和 3）

年 11 月に IFRS (International Financial Reporting Standards : 国際会計基準審議会) (注 19) が、傘下に設立した機関である。

この ISSB は、2023 (令和 5) 年 6 月、「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項 (IFRS S1)」、「気候関連開示 (IFRS S2)」を公表した。いずれ S3 として「排出量の報告、投融資先の排出量の算定・開示」が求められるようになると考えられている (注 20)。また、この ISSB 基準は、IFRS ですでに策定された IAS (International Accounting Standards : 国際会計基準) にならい構築された基準である。そのため、IOSCO (International Organization of Securities Commissions : 証券監督国際機構) (注 21) をはじめ世界中の証券規制当局や証券取引所が、ISSB 開示基準に沿った基準設定を推し進めている (注 22)。EU が統括する CSRD (Corporate Sustainability Reporting Directive 企業サステナビリティ報告指令) (注 23) は、従来の NFRD (Non-Financial Reporting Directive : サステナビリティ情報開示) をさらに拡充した規制である。この CSRD は、2024 (令和 6) 年 1 月 1 日から、EU の大手上場企業およそ 1 万 2 千社を対象に適用が開始されており、段階的に国際的な影響を及ぼすことが見込まれている (注 24)。

また、米国の SEC (Securities and Exchange Commission : 証券取引委員会) は、2022 (令和 4) 年 3 月に、気候関連開示の強化と標準化を目的とした開示規則案を公表した (注 25)。

グローバル企業は、この IFRS /ISSB や CSRD という EU を中心とする会計基準、米国の基準、日本国内の基準等、それぞれの基準に基づき、かつ、多様な会計年度に対応して、複数の財務諸表を作成している。適切な企業間の比較検証のためにも、会計基準は単一であることが望ましいが、変更することにより自社の過去の資料との比較が容易ではなくなることから、新基準を導入しても旧基準のものをあわせて作成し続ける必要がある。他方で、サステナビリティ情報 (非財務情報) の開示も必須となってきたことは前述のとおりである。そのため、こうした負担も考慮しつつ、合理的な会計基準の策定および統一が望まれ模索されている。

(2) 日本における TCFD 開示

経済産業省 (注 26) は、TCFD 提言の公表を受けて、2018 年 8 月からグリーンファイナンスと企業の情報開示の在り方に関する「TCFD 研究会」を開催した。この研究会の成果として、同年 12 月に「気候関連財務情報開示に関するガイダンス (TCFD ガイダンス)」の初版を作成・公表した。TCFD ガイダンスの改訂作業は、後述の「TCFD コンソーシアム」(注 27) に引き継がれている。

TCFD コンソーシアムのウェブサイト (注 28) によれば、同コンソーシアムは主に総会、企画委員会、ワーキンググループ (WG) (情報開示 WG、情報活用 WG) 及びラウンドテーブルで構成されている。WG は全ての会員企業を対象に開催されており、なかでも、情報開示 WG は効果的な情報開示に向けて議論を行う。2020 (令和 2) 年 7 月には「TCFD ガイダンス 2.0」を、2022 年 10 月には「TCFD ガイダンス 3.0」を策定している。また、投資家

と事業会社の意見交換を小規模なグループで行うための場としてラウンドテーブルを開催している。また、事務局から TCFD に関わる情報提供等も行っている。

さらに、2023（令和 5）年 1 月 31 日、企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正により、有価証券報告書等において、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄を新設し、サステナビリティ情報の開示が求められることとなった（注 29）。

特に、2022（令和 4）年 6 月 13 日に公表された「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ報告」においては、企業が、気候変動対応が重要であると判断する場合には、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の枠で開示することとすべきであるとされた。

将来情報については、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないと明記されている。

加えて、2022（令和 4）年の東京証券取引所の再編でプライム市場上場企業に、気候変動関連の事業リスクの開示も義務化された（注 30）。

このように、TCND 開示に関しては、推奨・促進がなされており、その成果として、2022（令和 4）年 4 月から 9 月末までに有価証券報告書を提出した日本のプライム市場上場企業の多くが TCFD に関する記載を行ったことが確認された（注 31）。より具体的には、プライム市場上場企業 1,408 社のうち、約 6 割に当たる 791 社が気候変動について記載をしており、そのうち TCFD に触れている記載は 6 割（492 社）を越えた。今後の伸長が期待される。

2. TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）

（1）TCFD に続く TNFD

気候変動枠組条約と生物多様性条約は、「双子の条約」と言われる（注 32）。TNFD（Task Force for Nature-related Financial Disclosures：自然関連財務情報開示タスクフォース）は、先行する TCND 開示の Nature-related（自然版）と考えられる。

2022（令和 4）年 12 月に生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の中では、2030（令和 12）年までの 10 年間における緊急行動のための 23 のターゲット（昆明・モントリオールターゲット）が定められた。その 23 のターゲットの一つとして、「生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存及び影響を定期的にモニタリングし、評価し、透明性をもって開示すること」が掲げられた。既に、企業が投資家等のステークホルダーに対してサステナビリティ情報を開示することの重要性が高まっており、なかでも気候変動に関しては TCFD 開示として進んでいる。これを、次は自然資源（生物多様性）に関して進める試みである。

ただし、脱炭素ブームの再来という意味ではなく、この節の冒頭に述べたが、気候変動対策と生物多様性保全は密接な連関があり、双方ともに人類が直面する大きな課題である。

表 2 : TCFD 開示と TNFD 開示の比較表 (筆者作成)

	TCFD (気候関連財務情報開示タスクフォース)	TNFD (自然関連財務情報開示タスクフォース)
国際協約	気候変動枠組条約 パリ協定	生物多様性条約 昆明・モンリオール生物多様性 枠組
国際的な 評価枠組	IPCC (気候変動に関する政府間パ ネル)	IPBES (生物多様性及び生態系サー ビスに関する政府間科学-政策プラ ットフォーム)
主な 国内執行法	地球温暖化対策の推進に関する法 律 (努力義務)	生物多様性基本法 (努力義務)
国内での ムーブメント	2050 年カーボンニュートラル 2030 年度に温室効果ガス 2013 年度 から 46%削減する 首長声明 2050 年カーボンゼロ宣言自治体 カーボンニュートラル	生物多様性国家戦略 生物多様性地域戦略 30by30 OECM 自然共生サイト (注 33) ネイチャーポジティブ
評価の方法	2017 年 6 月、TCFD は提言をまと めた最終報告書 (TCFD 提言) を公 表	2023 年 9 月、TNFD は最終報告書 (v1.0) を公表

(2) TNFD 開示

開示の枠組みとしては、自然資本・生物多様性に関するリスクや機会を企業が適切に評価し開示するためのフレームワークを構築する国際的なイニシアティブとして、自然関連財務情報開示タスクフォース (TNFD) が発足し、開示フレームワークの策定を進めている。ベータ v0.4 版までが公表されていた。

懸案となっていたのは、「評価の仕組み・基準」であり、パブリックコメントなどを経て、2023 年 9 月 19 日に最終提言 v1.0 が公表された (注 34)。

その概要は TCFD (表 1) との対比がしやすいようにまとめると、以下の表 3 のようになる。

表 3 : TNFD 開示提言 (出典) 環境省資料 (注 35) を基に筆者作成

ガバナンス	自然関連の依存、インパクト、リスク、機会に関する組織のガバナンスを開示する。
-------	--

戦略	自然関連の依存、インパクト、リスク、機会が、組織の事業、戦略、財務計画に与える実際および潜在的なインパクトを、そのような情報が重要である場合に開示する。
リスクとインパクトの管理	組織が自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定し、評価し、優先付けし、監視するために使用するプロセスを記載する。
測定指標とターゲット	組織が自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を評価し、管理するために使用される測定指標とターゲットを開示する。

TNFD の特徴は、「原料調達」「加工製造」「営業販売」というサプライチェーンのみではなく、それらの前段階である「商品企画」や、それらの後段階である「サービス」までも含めたバリューチェーンを評価することが求められていることである。この情報も、サステナビリティ情報として、有価証券報告書等において、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄に加えられるものと期待する。

問われているのは、自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定し、評価する手法である。原材料、製造方法および生産量が把握できれば、比較的正確に産出できるとされる炭素の「排出量の報告、投融资先の排出量の算定・開示」よりも、難しい評価手法であると思われる。こうしたところ、2023 年 9 月の最終提言 v1.0 では、より詳細な内容が公表され、推奨されている LEAP アプローチ（注 36）という手法の詳細も規定された。

最終提言を踏まえ、TNFD は、2024 年 1 月 16 日、TNFD のこの提言にもとづいて自然関連のリスク・機会の早期開示をおこなうと表明した「TNFD Early Adopter（アーリーアダプター）」が 46 カ国の 320 社・団体に達したと発表した。日本はこのうち 80 社で世界の 4 分の 1 を占め、国別でみると最も多かった（注 37）。現在は法的な拘束力はないが、グローバル企業にとっては必須の試み出るとともに、今後開示が義務化される可能性があるのを見越してでもあろう。

あわせて、こうした自然関連の依存、インパクト、リスク、機会を特定し、評価する実践的な試みを行っている事業者（コンサルタント）も誕生してきているので以下に紹介したい。株式会社シンクネイチャー（代表取締役 CEO 久保田康裕教授（琉球大学））（注 38）は、「生物多様性ビッグデータでネイチャーを計算可能にする」を一つのスローガンとして、科学に基づくネイチャートランスフォーメーションの実現を目指している。つまり、情報開示のために資料作成の部分だけを依頼され実施するのではない。そうではなく、実質的に「コンサルタント」として、専門的な立場から知識・技術・理論などを駆使して、企業経営の問題点の発見とその解決を進めながら、社会に課題に対応できる経営戦略の実践的なサポートや助言を行っている。こうした試みが展開されていくことに期待したい。

3. 環境報告書等

（1）環境報告書

環境報告書の作成と公表は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号）」によって推奨・促進されている。

環境省によれば、環境報告書は、その名称や環境以外の分野に関する情報の記載の有無、公表媒体等に関わらず、「事業者が事業活動における環境負荷及び環境配慮等の取組状況に関する説明責任を果たし、ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するとともに、環境コミュニケーションを促進するためのもの」（注 39）である。

続いて以下のように整理されている。その外部機能には、次の三つの機能がある。①事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示機能、②ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するための機能、および③事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー（誓約と評価）による環境活動等の推進機能である。また、その内部機能には、次の二つがある。④自らの環境配慮等の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのための機能、および⑤経営者や従業員の意識付け、行動促進のための機能である（注 40）。

環境報告書を作成するにあたっては、「環境報告ガイドライン」に記載した一般的報告原則に則り、総合的体系的に記述する必要がある。なお、まとまったガイドラインとしては「環境報告ガイドライン（2018 年版）」が最新となるが、これは、環境報告書の作成指針ではなく、環境報告という行為についての指針を提供する立場をとっている（注 41）。この環境報告ガイドラインは、現況においては、TCFD 開示に係る説明に共通する部分が少なくない。

（2）法的義務を伴う省エネおよび二酸化炭素量報告書

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（通称「省エネ法」：昭和 54 年法律第 49 号）」は、2022（令和 4）年に改正され、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「改正省エネ法」という。）」となった。改正前の省エネ法は、化石エネルギーの使用の合理化を目的としていたが、改正省エネ法は、すべてのエネルギーの使用の合理化、非化石エネルギーへの転換、および電気の需要の最適化（旧：電気の需要の平準化）を射程としている。

そこで、改正省エネ法における評価軸は以下の 3 点である（注 42）。①エネルギー使用の合理化、②非化石エネルギーへの転換、③電気の需要の最適化である。

同法は、一定規模以上の（原油換算 1,500kl / 年以上使用する）事業者には、エネルギーの使用状況等について定期的に報告させ、省エネ取組の見直しや計画の策定等を行わせている。同法 16 条等は、事業者には、定期の報告を要求している。

この報告書に関しては、改正前の省エネ法 11 条に基づく定期報告書のうち、「燃料等の使用量、電気の使用量」等の部分に記録されている情報が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。：平成 11 年法律第 42 号）5 条 2 号イの「公にすることにより、当該法人等（中略）の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れ

があるもの」に該当することを理由として、上記部分を不開示とする旨の決定がなされた。本件に関しては、その後、情報開示を求める訴訟が提起された。最高裁は、当該情報は不開示譲歩に該当しないとした控訴審判決（名古屋高判平成 19 年 11 月 15 日 LEX/DB 文献番号 28140147）を破棄し、当該情報は、養蜂公開法 5 条 2 号イ所定の不開示情報にあたりと判断した（最二小判平成 23 年 10 月 14 日裁判民集 238 号 57 頁）。

このように、環境 NGO からの情報開示要求に応じられなかった経緯がある。だが、これは、近年、ESG（環境・社会・ガバナンス）投資への注目が高まり、企業のサステナビリティ情報の開示に対する要請も高まりつつあり TCFD 開示ア実施されてきている流れとはむしろ逆行している。

そこで、省エネ法では、2024（令和 5）年度提出分の定期報告書より、新たに任意開示制度を開始することとしている（注 43）。（2023（令和 6）年度分から、対象事業者を限定した試行運用を実施する。）

4. 環境影響評価書

（1）インターネット公表規定

環境影響評価（環境アセスメント）とは、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）に基づき、大規模な事業を行う前に環境への影響評価を行い、それを行政や周辺住民らに公表し意見を集約し、出来るだけそれらに応えることで、より環境に配慮した適正な事業運営を実施するための手続（プロセス）である。ここでは、“行政や周辺住民らに公表し意見を集約”することが必須となる。さらには計画通りの実施がなされているかのモニタリング（公衆監視）がなされることが重視されるものの、その基礎情報である事業者の環境影響評価書等（以下「環境影響評価図書」という。）の「公告及び縦覧」については、不十分であるという指摘もある。さらにそうならざるを得ない理由の一つに、事業者の「著作権」も関連している。

環境省環境影響評価課の「基本的な考え方」（注 44）によれば、環境影響評価手続の電子化（インターネット利用）の必要性が指摘されたのは、2012（平成 22）年 2 月に取りまとめられた中央環境審議会答申であった。これを受けて 2013（平成 23）年 4 月に成立した環境影響評価法（以下「改正法」という。）は、以下の環境影響評価図書に関するインターネットでの公表を義務付けた。

（2）実効性ある公衆監視のための情報開示に

事業者と住民では圧倒的に後者の保有する情報量が少なく、その欠陥を埋めるためにも、住民等によるより自由な「インターネット縦覧」と「情報内容の保存」が求められる。これは、事業開始後も引き続き住民による公衆監視（モニタリング）が適切に行われるためにも重要である。

問題となるケース①は、期間の問題である。縦覧期間終了後には法令上、事業者にはイン

ターネットによる公表義務がない。そのため、事業者は、公表を行わない。すると、その内容の対処・措置 がされているか等のモニタリング（公衆監視）が困難となる。

問題となるケース②は、「縦覧」であるということである。法律用語辞典（注 45）によれば、その意味は「一般に、書類、名簿等をだれにでも自由に見せることになっている場合に、これを見ること。異議の申し立ての機会を与える等の目的で広く一般に見せる場合によく用いられる。」とある。なお書きで、「『閲覧』は、利害関係者による請求をまって見せる場合に多く用いられる。」とあることから、縦覧と閲覧の区別も明らかである。すなわち、「見せる」ということであることから、決して縦覧者がデータをダウンロードして保存することまでを担保するものではない。すると、その内容の対処・措置がされているか等の継続的なモニタリング（公衆監視）は困難となる。より具体的に記すと、家庭用や文系研究者が用いるようなパソコンではダウンロードできない程度の大容量の資料が縦覧に供されていることもある。さらに、インターネット公表資料は、通常用いているようなソフトでは開けないことも少なくない。そのため、ファイルが存在することは確認できるが、その多くはせいぜい縦覧のみであり、ダウンロードをしようと試みても、ダウンロードができないことが多い。

（3）インターネット公表による方法—知的財産権に関して

環境省環境影響評価課の「基本的な考え方」によれば、ケース①の期間は、法定では 1 か月であるものの、地方公共団体の環境影響評価条例のなかには、少なくとも次段階の図書（方法書の場合は準備書、準備書の場合は評価書）の縦覧が開始されるまでとしているところがあると例示されている。その上で、「このような運用も参考に情報提供を行うことが望まれ」（注 46）と記されている。

ケース②については、問題は複雑である。(a) 公表の方法、(b) 費用、(c) 書類に使われている写真や地図等の著作権の取扱い、(d) 利用の許諾等が問題となる。

知的財産権関連では、まず、インターネット上で同図書の公表を行う場合には、(c) の著作権に加え、著作権者からインターネット利用特有の権利である自動公衆送信権についての許諾を得る必要がある（著作権法 23 条）。

次に、(c) で記した事業者以外の者が作成し事業者以外の者が著作権を有しているものに、「地図」がある。国土地理院や地方公共団体が測量法（昭和 24 年法律第 188 号）に基づき作成した地図は、測量法等によって複製等に関する承認が義務付けられている場合もある（測量法 29 条）。ただし、こうした事業者以外の著作権の存在を理由として公表を制限するようなことがないように、環境影響評価図書作成時から事業者に配慮および留意していただけるよう望みたい。

（4）事業者に見るべきこと—情報の適切な公表

概して、環境省から事業者には、そもそもインターネット上での公表は利便性に配慮して

のものであるため、住民の使いやすさなどへの配慮が求められている。そのため、事業者の「厚意」により、ケース①②への対処がなされることもある。つまり、それらは法的な規定に基づくものではなく、環境省環境影響評価課の「基本的な考え方」、すなわちガイドラインに基づくものである。あくまでも「事業者の厚意」により主体的に達成されている措置であることから、住民側と事業者側の情報の格差は埋まりそうもない。これでは利便性の確保も十分ではなく、事業開始後のモニタリング（公衆監視）の目標を達成しづらい。そこで、何らかの法的な施策を講じる必要も感じている。特にケース①（インターネット公開の期間延長）に関しては、検討の余地がある。

他方で、事業者には、不正利用防止措置への対応を望みたい。自身の著作権を違法に行使されないように努める必要がある。まずは、従来の紙媒体とは異なり、インターネット上のデータは簡易に送信または公表されやすいことから、「公衆送信の禁止」を明記する必要がある。加えて、公表内容の改変や悪用等を禁ずることの明示も必須であろう。加えて、システムへの侵入やウイルスを送り込まれるなどの妨害活動への懸念があることから、技術的な防御策が必要である。なお、環境省は、こうした妨害活動には対処を呼びかけているが、インターネット上での公表はそもそも利便性を向上させるためのものであることから、「特異なファイル形式や閲覧に特定のソフトウェアのインストールが必要なファイル形式等を用いることは、できるだけ避ける必要がある（注 47）」と示している。

加えて、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）上の営業秘密（不正競争防止法 2 条 6 項）や、個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）上の個人情報（個人情報保護法 2 条 1 項）、安全保障に関する事項が含まれる場合等には、「関係機関と協議を行い、掲載の要否や掲載内容、その方法などの詳細を決めていくこと（注 48）」が求められる。さらに、公表する内容にセンシティブなものが含まれる場合がある。例として希少種の棲息地情報であり、特に絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）国内希少野生動植物種（同法 4 条 3 項）として指定されていない種の生息情報や棲息地については、違法捕獲を招きかねないことから、その公開には一定の配慮が必要となる。

5. 事業説明会

（1）事前説明会の FIT/FIP 制度の認定要件化

事業者と地域住民とのコミュニケーションを図るための説明会のあり方は、大きな論点である。事業説明会と、前述の環境影響評価の環境影響評価図書のインターネット公表等との違いは、後者の環境影響評価図書は「地域内において縦覧に供するとともに、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない」（環境影響評価法 7 条等）によるものである。つまり、関係機関や地域内の住民だけを対象としているものではない。他方、この節で扱う前者の事業説明会は、事業者と地域住民とのコミュニケーションのために、それも「顔の見える関係性」を築くために実施されるものである。

事例としては、再生可能エネルギー発電施設（以下、再生可能エネルギー発電のことを「再エネ」という。）や産業廃棄物処理場のように、利益のみではなく一定の負担を地域に及ぼす施設を設置する場合には、地域共生のためにも事業者には一定の負担を求めるものである（具体的仕組みに関する明文規定があり、原告適格が認められたものに納骨堂経営許可処分取消等請求上告事件・最三小判令和 5 年 5 月 9 日民集 77 卷 4 号 859 頁がある）。

廃棄物処理場建設においても同様の事案があるといえるが、ここでは再エネ施設設置に関して扱いたい。再エネ事業者が行政処分庁に対して許可申請等するにあたり、住民同意書の添付などを要綱により求めるものなどがある（以下「同意制」という。）。これは、提案される事業の内容を了解したという住民の意思表示（注 49）であり、同意がなくとも電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）および「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（通称「再エネ特措法」：平成 23 年法律第 208 号）」のもとでは特段の評価を受けない。にもかかわらず、行政指導等に基づく実質的な同意制のもとで、合法的な活動を実施しようとする再エネ事業者までが不当な事業妨害を受けてきた経緯がある。他方、住民に対しても、適時適切に必要な情報が共有されておらず、互いの不信感が増してしまっている実態もある。

そうしたところ、第 211 回国会に、説明会の開催などの周辺地域への事前周知の FIT/FIP 認定要件化や関係法令に違反した場合等に FIT/FIP 交付金を一時停止する措置等を盛り込んだ再エネ特措法の改正を含む「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（通称「GX 脱炭素電源法」という。：令和 5 年法律第 44 号）が提出され、2023（令和 5）年 5 月に成立した。

同法を施行するための「総合エネルギー調査会 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ 第 2 次取りまとめ（注 50）（以下「第 2 次取りまとめ」という。）」によれば、説明会開催等は、FIT/FIP 制度の認定要件とされ、周辺地域への事前周知が求められる。

具体的には、特別高圧・高圧（50kW 以上）には、説明会の開催を求める。低圧（50kW 未満）は、原則として説明会以外の事前周知を求めるが、周辺地域に影響を及ぼす可能性が高いエリア（①森林法の林地開発許可、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可、および砂防三法（砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地法）の許可が必要なエリア、②土砂災害警戒区域のエリア、③条例において、自然環境・景観の保護を目的として定めている保護エリア）では、説明会の開催を求める（注 51）。

（2）地域とのコミュニケーションを継続的に

ガイドライン案のポイントは、地域の実情を踏まえて、自治体が「条例」等において独自に説明会等の開催等を求めることを妨げるものではないことである（注 52）。さらに、事業者が市町村への事前相談を行うことを求め、市町村から意見があったときにはその意見を尊重して、当該者を「周辺地域の住民」の範囲に加えることも明記している（注 53）。

その他として、説明会開催案内が余裕をもってなされること（注 54）や説明内容を充実させるための工夫（注 55）や、質問への対応も担保するための措置（注 56）も取られている。

再エネ事業者にとっては、「説明会をすれば済む」というような免罪符にしないために、住民側にとっても、いたずらに「何でもかんでもボイコットすればいい」という発想で捉えれば済むという問題ではないことを自覚してもらうために、それぞれ工夫を施した仕組みでもある。つまり、適切な法的手続きを明確化し、スマートに措置できるようにと努められているが、今後の運用次第では適時の見直しが求められる。

IV 若干の考察

グローバル規模なものからローカルなものまで、また投資家向けのものから環境 NGO や地域住民対象の情報開示までを概観してきた。それぞれのスケールや、役割が異なることから安易な比較はできない。また、若干の考察を各説に置いて述べてきていることから、それでご容赦いただきたい。以下に、全般を通じての考察を述べる。

1 点目に、概して、企業に対しての企業自身の情報開示への要求は高まっている。実際に、そうした場面やプラットフォームも創設されており、一部は法的に規定されてきていることが確認できる。その背後には ESG 投資の高まりがある。投資家が情報開示を望むからである。企業の情報開示は、企業と社会をつなぐという性質を有するとともに、「企業のありよう（姿勢）」を表しているといえる。

さらに、ESG の指標の一つはガバナンスである。これは、強いリーダーが存在していてそのリーダーが明確に方針を示していれば足りるというレベルのことではなく、あくまでも組織としてのガバナンスの強靱さ（レジリエンス）が求められる。コンプライアンス、リスクマネジメントおよび内部統制であり、ルールが明確でそれが遵守されており監視体制も存在しそれが有効に機能していることが重要であり、それらを明確に示すこともあわせて必要になっている。TCFD や TNFD においても定性評価のみではなく定量評価が重視されてきている。そこに不正や偽装を生じさせないための組織としての対応が常に求められる。

2 点目に、TCFD や TNFD 等の新しい環境配慮系の情報開示のスキームが、経済のグローバル化と地球環境問題の重要性を背景として国際条約から派生してきていることが特徴的である。世界には既に複数の会計システムが存在しており、さらに新しい指標の導入がなされることで、各国ごとのまたは経済圏ごとの会計システムがますます複雑化してきている。グローバル活動が進展している今日の企業は、こうした事態にも対処していくことが求められている。

他方で、サステナビリティ情報としては、環境負荷の低減のみならず、社会問題の解決や経済活動を通じた地域社会への貢献等が挙げられる。多様性や女性活用等もそれらの一部であり、比較的数値化しやすいと思われる。このたび、これらよりも数値による評価をしづ

らい「脱炭素」「自然資源」というものの評価が導入されてきていることが確認できたことから、もはやこうしたより精緻なサステナビリティ情報開示を求める流れは後退することはないと考えられる。

3 点目に、サプライチェーンのみならずバリューチェーンに関しての情報開示が進められていることが特徴的である。概して、社会的に影響力が強いグローバル企業や大企業は、名誉やレピュテーションリスクを勘案し、社会的責任を果たす必要が生じている。他方で、そうではない事業者がともするとそれらの企業の「下請け」として、例として地上げなどの汚れ仕事を担っている実態もある。こうした実態にどこまで迫れるかはともかくとして、サプライチェーンおよびバリューチェーンの一部として、すなわち依頼元企業のガバナンスの一断面として評価されることを期待したい。

4 点目に、国内における企業情報開示に視点を移すと、環境影響評価や、事業説明会の実施等において、実際に企業と住民がコミュニケーションを取れる仕組みが求められてきている。それは、「訴訟」というコストフルな営みを回避しつつ、互いの要望や考えを踏まえて妥当な妥協点を探す試みでもある。そのため、「ただ規定に応じて情報開示しただけ」というような形骸化は避けねばならないし、「どれだけ情報提供されようとも話し合いには応じられない」というように実質的にどちらか一方の意思を排除しているという事態も避けねばならない。情報開示は、よりよいコミュニケーションの端緒なのであり、発展可能性を持つということを、情報の発信者と受信者の双方がわきまえる必要がある。

謝辞：本稿は、2023 年 7 月 9 日（日）開催の企業法学会研究報告会（於 嘉ノ雅(かのび)茗溪館（旧茗溪会館）4 階会議室（筑波・新泉））における拙報告「自然資本の企業情報開示に関する一検討」、2023 年 11 月 18 日（土）開催の日本知財学会研究報告会における拙報告「実効性の高い法アセスのための『縦覧』のあり方—事業者の著作権の観点から」、および 2024 年 2 月 7 日（水）開催の企業法務実務研究会における講演「企業情報開示—TCFD, TNFD」（株式会社シンクネイチャー代表取締役 CEO 久保田康裕教授（琉球大学）と登壇）を基にしたものである。これらの研究報告会における参加者からのコメント等にこの場をお借りして感謝申し上げます。

（脚注）

（注 1）外務省「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000270935.pdf>（2024 年 2 月 12 日最終閲覧）。

（注 2）金融庁ウェブサイトによれば、有価証券報告書のサステナビリティに関する考え方及び取組に関する開示例として「気候変動関連等」「人的資本、多様性等」「人権」が挙げられている。（金融庁「『記述情報の開示の好事例集 2023』の公表（サステナビリティに関する考え方及び取組に関する開示）2023 年 12 月 27 日 <https://www.fsa.go.jp/news/r5/singi/20231227.html>（2024 年 2 月 12 日最終閲覧））。

（注 3）藤茂之（有限責任監査法人トーマツ）「気候変動の経営管理へのインテグレーションの

進展と課題」、後藤茂之＝鷲地隆継編 『気候変動時代の「経営管理と「開示」』所収（中央経済社、2022 年）10 頁。

(注 4) PRI Association Official Website, <https://www.unpri.org> (Last visited February 12, 2024) .

(注 5) PRI Association, *About the PRI*. <https://www.unpri.org/about-us/about-the-pri> (Last visited February 12, 2024) .

(注 6) PRI (日本語版パンフレット) 「責任投資原則」<https://www.unpri.org/download?ac=14736> (2024 年 2 月 12 日最終閲覧)。

(注 7) PRI (日本語版パンフレット) ・前掲注 6)。

(注 8) PRI (日本語版パンフレット) ・前掲注 6)。

(注 9) 後藤茂之「気候変動に関連する国際議論と今後の方向性」、後藤茂之編(有限責任監査法人トーマツ) 『気候変動リスクへの実務対応』所収(中央経済社、2020 年) 48 頁。

(注 10) 後藤・前掲注 9) 48 頁。

(注 11) IIRC Official Website, <https://integratedreporting.ifrs.org/the-iirc-2/> (Last visited February 12, 2024) .

(注 12) IIRC (日本語版) 「国際統合報告 フレームワーク 日本語訳」
https://integratedreporting.org/wp-content/uploads/2015/03/International_IR_Framework_JP.pdf
(2024 年 2 月 12 日最終閲覧)。

(注 13) 後藤・前掲注 9) 49 頁。

(注 14) GRI Official Website, <https://www.globalreporting.org> (Last visited February 12, 2024) .

(注 15) SASB Official Website, <https://sasb.org> (Last visited February 12, 2024) .

(注 16) TCFD Official Website, <https://www.fsb-tcfd.org> (Last visited February 12, 2024) .

(注 17) 経済産業省「気候変動に関連した情報開示の動向(TCFD)」https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/disclosure.html (2024 年 2 月 12 日最終閲覧)。

(注 18) 経済産業省・前掲注 17)。(表出所) 経済産業省 長期地球温暖化対策プラットフォーム「国内投資拡大タスクフォース」(第 5 回会合) 資料 3 (東京海上ホールディングス株式会社 長村様 御提出資料) より一部修正。

(注 19) IFRS Official Website, <https://www.ifrs.org/groups/international-sustainability-standards-board/> (Last visited February 12, 2024) .

(注 20) エミリー・ピアス＝高野惇「強まる気候関連情報の開示、欧州・米国の動きは？企業の開示対応の 3 つの指針」ITmedia ビジネスオンライン 2023 年 11 月 28 日 10 時更新
<https://www.itmedia.co.jp/business/articles/2311/28/news016.html> (2024 年 2 月 12 日最終閲覧)。

(注 21) IOSCO Official Website, <https://www.iosco.org> (Last visited February 12, 2024) .

(注 22) ピアス＝高野・前掲注 20)。

(注 23) 欧州にはサステナビリティに関する開示基準 NFRD (Non-Financial Reporting Directive : 「非財務情報開示指令」)がある。欧州は、2050 年までに温室効果ガスを実質ゼロにするという野心的な「気候中立」を目標とした「グリーンディール」を掲げており、その中でタクソミーや SFRD (Sustainable Finance Disclosure Regulation : サステナブルファイナンス開示規則)と関連して、サステナビリティ関連の企業開示を強化するためにこの NFRD を改め、法的な拘束力を持たせた CSRD を定めた。2023 年 7 月 31 日にこの「CSRD 指令および ESRS 基準」が採択された。(エミリー・ピアス＝高野惇「欧州の新サステナビリティ規制『CSRD』日本の対象企業は訳 800 社、今後の対応は？」ITmedia ビジネスオンライン 2023 年 12 月 19 日 8 時 30 分更新 <https://www.itmedia.co.jp/business/articles/2312/19/news040.html> (2024 年 2 月 12 日最終閲覧))。

(注 24) ピアス＝高野・前掲注 23)。

(注 25) PwC 「2022/03/22 SEC 気候関連開示規則案の概要【速報解説】」Viewpoint-Japan
https://viewpoint.pwc.com/dt/jp/ja/pwc/in_briefs/in_briefs_JP/20220322_inbrief_us.html#pwc-topic.dita_d742a2a8-8de5-4ca3-ac20-2526f2b2c3bc (2024 年 2 月 12 日最終閲覧)。

(注 26) 経済産業省・前掲注 17)。

(注 27) TCFD コンソーシアム公式ウェブサイト「TCFD Consortium」<https://tcfd-consortium.jp>
(2024 年 2 月 12 日最終閲覧)。

- (注 28) TCFD コンソーシアム・前掲注 27)。
- (注 29) 金融庁「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及び有価証券報告書レビューの実施について(令和 5 年度)」令和 5 年 3 月 24 日 <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230324-3/20230324-3.html> (2024 年 2 月 12 日最終閲覧)。
- (注 30) ノーマン・トゥエイボーム(ブルームバーグ日本統括責任者)「日本企業は TCFD 開示で先行、海外投資家にアピールをブルームバーグのデータが示す」日経 ESG 2023 年 3 月 1 日 <https://project.nikkeibp.co.jp/ESG/atcl/column/00004/022400030/> (2024 年 2 月 12 日最終閲覧)。
- (注 31) トゥエイボーム・前掲注 30)。
- (注 32) 環境省「令和 4 年度状況第 1 部第 1 章第 1 節 地球の限界と経済社会の危機 気候変動と生物多様性の現状と国際的な動向」『令和 5 年度 環境・循環化社会・生物多様性白書』<https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r05/html/hj23010101.html#:~:text=%E7%94%9F%E7%89%A9%E5%A4%9A%E6%A7%98%E6%80%A7%E3%81%A8%E6%B0%97%E5%80%99,%E3%82%89%E3%82%8C%E3%81%A6%E3%81%8D%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82> (2024 年 2 月 12 日最終閲覧)。
- (注 33) 環境省は、2023(令和 5)年から「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」と認定しており、この仕組みは、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律(令和 6 年法律第 18 号、略称:生物多様性増進活動促進法)」によって法制化されている。
- (注 34) TNFD 開示について参考になる資料として以下を挙げる。PwC Japan グループ『ネイチャーポジティブ経営の実践 次なるサステナビリティ課題「生物多様性」とは』(日本経済新聞出版、2023)、PwC ウェブサイト「TNFD 最終提言 v1.0 を公開 TNFD フレームワークの概要と企業に求められることを解説」2023 年 9 月 28 日 <https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/sustainability/tnfd-framework01.html> (2024 年 2 月 12 日最終閲覧)、および環境省ウェブサイト「LEAP/TNFD の解説」2023 年 11 月 29 日 <https://www.env.go.jp/content/000178847.pdf> (2024 年 2 月 12 日最終閲覧)。
- (注 35) 環境省 「LEAP/TNFD の解説」<https://www.env.go.jp/content/000178847.pdf> (2024 年 2 月 12 日最終閲覧)。
- (注 36) LEAP アプローチでは、スコーピングを経て、Locate(発見する)、Evaluate(診断する)、Assess(評価する)、Prepare(準備する)のステップを踏み、TNFD 開示を行うことから、LEAP と呼ばれる。
- (注 37) 竹山栄太郎(朝日新聞副編集長)「TNFD アーリーアダプター(早期採用者)に 320 社・団体 日本から 80 社、国別で最多に」朝日新聞 2024 年 2 月 1 日 <https://www.asahi.com/sdgs/article/15132323> (2024 年 2 月 12 日最終閲覧)。
- (注 38) 株式会社シンクネイチャー公式ウェブサイト <https://think-nature.jp> (2024 年 2 月 12 日最終閲覧)。
- (注 39) 環境省 「環境報告書とは何か」<https://www.env.go.jp/policy/report/h19-02/chpt1.pdf> (2024 年 2 月 12 日最終閲覧)。
- (注 40) 環境省・前掲注 39)。
- (注 41) 環境省「環境情報開示(環境報告ガイドライン・TCFD)」<https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-4.html> (2024 年 2 月 12 日最終閲覧)。
- (注 42) 資源エネルギー庁「省エネ法の手引き(工場・事業場編)―令和 4 年度改正対応」https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/media/data/shoene_tebiki_01.pdf (2024 年 2 月 12 日最終閲覧) 11-14 頁。
- (注 43) 資源エネルギー庁・前掲注 42) 20 頁、および資源エネルギー庁「省エネポータルサイト 省エネ法定定期報告情報の開示制度」https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/disclosure/index.html (2024 年 2 月 12 日最終閲覧)。
- (注 44) 環境省総合環境政策局環境影響評価課「環境影響評価図書のインターネットによる公表に関する基本的な考え方」2012(平成 24)年 3 月。http://assess.env.go.jp/files/0_db/seika/0281_01/sonota_02-2.pdf (2024 年 2 月 12 日最終閲覧)。

- (注 45) 内閣法制局法令用語『有斐閣法律用語辞典』（有斐閣、1993 年）657 頁。
- (注 46) 環境省・前掲注 44) 2 頁。
- (注 47) 環境省・前掲注 44) 8 頁。
- (注 48) 環境省・前掲注 44) 7 頁。
- (注 49) 北村喜宣『環境法 第 6 版』（弘文堂、2023 年）520-521 頁。
- (注 50) 資源エネルギー庁 「総合エネルギー調査会 再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ 第 2 次取りまとめ」2023 年 9 月 https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/kyosei_wg/pdf/20231128_1.pdf (2024 年 2 月 12 日最終閲覧)。
- (注 51) 資源エネルギー庁・前掲注 50) 8 頁。
- (注 52) 資源エネルギー庁・前掲注 50) 7 頁。
- (注 53) 資源エネルギー庁・前掲注 50) 19 頁。
- (注 54) 資源エネルギー庁・前掲注 50) 26-27 頁。
- (注 55) 資源エネルギー庁・前掲注 50) 10-18 頁。
- (注 56) 資源エネルギー庁・前掲注 50) 17-18 頁。